

財 関 第 418 号
平成 19 年 3 月 31 日

(各) 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財 務 省 関 税 局 長
青 山 幸 恭

特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 5 に規定する承認の要件及び同法第 67 条の 4 に規定する承認の要件の審査は、平成 19 年 4 月 1 日より、下記により行うこととするので了知ありたい。

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

「法」とは、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）をいう。

「令」とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）をいう。

「規則」とは、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）をいう。

「特例輸入者」とは、法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。

「特定輸出者」とは、法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定輸出者をいう。

「法令遵守規則」とは、法第 7 条の 5 第 3 号又は法第 67 条の 4 第 3 号に規定する規則をいう。

「承認申請者」とは、法第 7 条の 2 第 6 項又は法第 67 条の 3 第 5 項に規定する申請書を税関長に提出した者をいう。

「輸入申告」とは、法第 67 条の規定に基づき、貨物を輸入しようとする者が行う輸入申告をいう。

「特例申告」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。

「特例申告貨物」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。

「特例輸入関連業務」とは、法第 7 条の 5 第 2 号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務をいう。

「特定輸出申告」とは、法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。

「特定輸出貨物」とは、法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する特定輸出貨物をいう。

「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 4 第 2 号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務をいう。

「他法令」とは、法第 70 条第 1 項及び第 2 項に規定する他の法令をいう。

「帳簿書類」とは、法第 7 条の 9 第 1 項又は第 67 条の 6 第 1 項に規定する帳簿書

類をいう。

「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の2第1号八及び第2号八に規定する関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則をいう。

「財務状況」とは、規則第1条の2第1号トに規定する財務状況をいう。

2 法第7条の5第1号又は法第67条の4第1号に規定する事項の審査

法第7条の2第6項又は法第67条の3第5項に規定する申請書の提出があった場合には、承認申請者（当該承認申請者が使用する代理人、使用人その他の従業者を含むものとし、当該承認申請者が法人である場合にはその役員を含む。）が法第7条の5第1号イ及びロの規定又は法第67条の4第1号イから八までの規定に該当する者でないこと、及び当該承認申請者が法第7条の5第1号への規定又は法第67条の4第1号ホの規定に該当する者でないことについて審査する。なお、法第7条の5第1号八及び法第67条の4第1号二に規定する使用人その他の従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいうものとし、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、承認申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。

特例輸入者の承認申請の審査に当たっては、上記に加え、当該承認申請者が法第7条の5第1号二及びホの規定に該当する者でないことについても審査する必要があるので留意する。なお、法第7条の5第1号ホに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号ホの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えないが、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類を提出させるものとする。

災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、承認申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により納期限内に関税等を納付できなかった事実。

修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に関税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該関税等を納付した事実。

上記又はに掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。

3 法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する事項の審査

法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、承認申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通関情報処理システム（NACCS）を使用して行うことができる環境を整えていることをいうものとし、当該承認申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告を通関情報処理システムを使用して行うこと

ができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。

承認申請者が法第7条の5第2号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力又は法第67条の4第2号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務を適正に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、承認申請者における税関手続に関する知識及び経験、承認申請者に係る貨物の保管施設における貨物の管理体制の整備状況並びに貨物の盗難等を防止するための保全措置の状況等を審査した上で総合的に行うものとする。

4 法第7条の5第3号又は法第67条の4第3号に規定する事項の審査

承認申請者が作成する法令遵守規則については、規則第1条の2又は第9条に規定する事項が記載されるとともに、当該事項が特例申告貨物又は特定輸出貨物に関する税関手続又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙「法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表」により審査するものとする。なお、当該審査に当たっては、別紙様式「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、承認申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取することにより、当該承認申請者の実情を考慮するものとする。

承認申請者が当該承認申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いは、次による。

承認申請者（承認申請者が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあつては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該承認申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。

法令遵守規則に記載すべき事項の一部又は全部が他法令の遵守規則に記載されている場合であつて、当該記載されている事項が有効に運用されていることが当該他法令の遵守規則を所管する省庁によって確認されている場合には、当該他法令の遵守規則の当該記載に係る部分又は当該他法令の遵守規則の全部を法令遵守規則として取り扱うこととして差し支えないものとする。

他法令の遵守規則とは、当分の間、次に掲げる規定等をいうものとする。

- (イ) 輸出等しようとする者が外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸出等の許可を包括的に受けようとする場合などに、経済産業省へ届け出るよう求めている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程
- (ロ) 航空保安を確保するための特定航空貨物利用運送事業者等（特定フォワーダー等）に係る認定制度（Known Shipper/Regulated Agent 制度）における特定フォワーダー等が作成する航空貨物保安計画

法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

1 体制整備等に関する基本的事項

<p>以下の基本的事項が明記されているか。</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>法令遵守規則が適用される業務等の範囲。</p>
<p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p>
<p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第1条の2第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。）</p> <p>特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第9条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。）</p> <p>（注）規則第1条の2第1号イ 又は第9条第1号イ に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ 又は第9条第1号イ に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p>
<p>各部門について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。</p> <p>従業員の業務、権限及び責任の範囲は明確にされその業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。</p> <p>各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。</p>
<p>輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に判断され、適正な選定がなされているか。</p> <p>（注）税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p>

2 各部門の業務内容等に関する事項

総括管理部門

<p>総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。</p>
<p>総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）</p>

特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整

特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答

法令遵守状況の監査の支援

危機管理体制の整備

社内教育及び訓練の計画及び実施

業務を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断

関連会社等への特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督

(注)承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されていなくても差し支えない。

事業部門

総括管理部門及び監査部門以外の部門(規則第1条の2第1号イ から まで又は第9条第1号イ 及び に規定する部門。以下「事業部門」という。)には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。

各事業部門は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。

当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備

当該事業部門における業務手順書等の整備

当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備

当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定

当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備

従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底

監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備

特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備(法令審査担当部門の設置等)

(注)承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。

3 税関手続の履行に関する事項

基本的項目

次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類(以下「輸入リスト等」という。)又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類(以下「輸出リスト等」という。)を作成し、適切に保存されているか。

品名、記号及び番号

<p>該当する他法令の名称及びその内容</p> <p>特例申告貨物にあつては、関稅定率法別表の項又は号の番号及び稅率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>特定輸出貨物にあつては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>その他参考となるべき事項</p>

<p>總括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となつており、税関からの要請があつた場合において、速やかに提出可能となつているか。</p>
--

<p>次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>法令等の改正があつた場合の輸出入リスト等の改定及びチェック</p> <p>輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなつた場合の速やかな輸出入リスト等への追加</p>

特例申告貨物に関する税関手続

<p>特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>仕入書等の關係書類及び輸入リスト等に基づき適正な輸入申告の履行</p> <p>審査又は検査が必要とされた場合の關係書類の提出及び検査への対応の準備</p>
--

<p>通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の關係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。</p>

<p>特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。</p> <p>法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること</p> <p>輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること</p>
--

<p>法第7条の8第1項に規定する担保について、以下の措置が講じられているか。</p> <p>提供される担保が同項に規定する担保の額に不足することがないように管理する体制の整備</p> <p>法第7条の8第2項の規定に基づき増担保命令に即座に対応するための手順及び体制の整備</p>

特定輸出貨物に関する税関手続

<p>特定輸出申告は、仕入書等の關係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。</p>
--

<p>通関業者に特定輸出申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の關係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。</p>

<p>審査又は検査が必要とされた場合、關係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。</p>
--

4 貨物管理の履行に関する事項

<p>承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）</p>
--

<p>において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。</p> <p>特例申告貨物又は特定輸出貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握</p> <p>保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理</p>
<p>移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の所在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。</p> <p>特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。</p> <p>特定輸出貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積込みの状況。</p>
<p>管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。</p> <p>適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認</p> <p>上記の確認内容の記録及び一定期間の保存</p> <p>施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施</p> <p>管理対象貨物とその他の貨物の区分</p> <p>保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告など必要な措置</p>
<p>管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。</p> <p>（注）倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。</p>

5 監査体制

<p>法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>適格な監査人の選定</p> <p>監査対象部署の適正な選定と明確化</p> <p>監査事項の適正な設定と明確化</p> <p>監査時期の適正な設定と明確化</p> <p>監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制</p> <p>（注）承認申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p>
<p>監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。</p> <p>最高責任者及び総括管理部門への報告体制</p> <p>監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに勧告され、それが確</p>

実際に履行される体制

6 他法令の遵守規則に関する事項

他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。

他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。

その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告

他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告

7 関連会社等の指導等に関する事項

承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが当該関連会社等との契約書等において明記されているか。

承認申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。
(注) 契約書等において明記されていることが望ましい。

関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。

8 税関との連絡体制に関する事項

税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。

次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。

令第4条の5第5項又は第59条の7第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。

特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。

特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。

税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。

9 報告及び危機管理に関する事項

社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。

各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。

当該責任者から総括管理部門への報告。
総括管理部門から最高責任者への報告。
各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。

次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。
特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。
特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。
帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化
帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備
税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備

帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。
帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム(以下「システム」という。)の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。
システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されなど、その管理体制が整えられていること。
税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。

11 財務状況に関する事項

財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。
会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化
会計監査に関する体制の整備
関税又は国税に関する納税義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備

12 教育及び研修に関する事項

特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。
教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備
教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化
管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定

13 懲罰に関する事項

従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。